

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 9 | 児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

屋久島町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鹿児島県 屋久島町長

公表日

平成32年10月26日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 児童手当の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。また、受給者に対して児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①現況受付の確認 ②支払管理の確認 |
| ③システムの名称 | 児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 受給者情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 56項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二 26,30,87の項 (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 74,75の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉支援課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 屋久島町情報公開・個人情報保護担当 〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 問合せ先電話番号 0997-43-5900 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 請求先に同じ |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成32年10月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成32年10月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|--|------|-----------------|
| 平成29年7月4日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 福祉事務所長 山口 健蔵 | 福祉事務所長 寺田 太久己 | 事後 | 平成29年4月1日付人事異動 |
| 平成31年6月10日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 福祉事務所 | 福祉支援課 | 事後 | 令和元年5月1日付組織機構改革 |
| 平成31年6月10日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 福祉事務所長 寺田 太久己 | 福祉支援課長 寺田 和寿 | 事後 | 令和元年5月1日付人事異動 |
| 平成31年6月10日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 屋久島町 情報公開・個人情報保護担当 〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 469番地45 問い合わせ先電話番号 0997-43-5900 | 屋久島町 情報公開・個人情報保護担当 〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849番地20 問い合わせ先電話番号 0997-43-5900 | 事後 | 令和元年5月1日付庁舎移転 |
| 平成31年6月10日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 屋久島町 情報公開・個人情報保護担当 〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 469番地45 問い合わせ先電話番号 0997-43-5900 | 屋久島町 情報公開・個人情報保護担当 〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849番地20 問い合わせ先電話番号 0997-43-5900 | 事後 | 令和元年5月1日付庁舎移転 |
| 平成31年6月10日 | IV リスク対策 | — | 新設 | 事後 | |
| 平成32年10月26日 | 全項目 | | 別紙のとおり | 事後 | 再評価 |